

公文書管理条例関係（施行日：令和3年4月1日）

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
目次（略）	目次（略）
第1条～第83条（略） （会議録の 保存期間 ）	第1条～第83条（略） （会議録の 保存年限 ）
第84条 会議録の 保存期間については、熊本市公文書管理条例（令和2年条例第60号）の定めるところによる。	第84条 会議録の 保存年限は、永年とする _____。
第85条～第149条（略）	第85条～第149条（略）
附則（略）	附則（略）
別表（第147条関係）（略）	別表（第147条関係）（略）
様式第一号～様式第四号（略）	様式第一号～様式第四号（略）

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）新旧対照表 【第29条第2項】

改正後（案）	現行
目次（略）	目次（略）
第1条～第28条（略） （会議録）	第1条～第28条（略） （会議録）
第29条 委員長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成させ、これに署名しなければならない。	第29条 委員長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成させ、これに署名しなければならない。
2 前項の会議録は、 熊本市公文書管理条例（令和2年条例第60号）第9条第3項の規定により市長に移管するまでの間 、議長が保管する。	2 前項の会議録は_____ _____、議長が保管する。
第30条（略）	第30条（略）
附則（略）	附則（略）